

議案第 8 1 号

市川市使用料条例及び市川市使用料条例等の一部を改正する条例
の一部改正について

市川市使用料条例及び市川市使用料条例等の一部を改正する条例の一部を改
正する条例を次のように定める。

平成 2 8 年 2 月 1 7 日提出

市川市長 大 久 保 博

市川市条例第 号

市川市使用料条例及び市川市使用料条例等の一部を改正する条例
の一部を改正する条例

(市川市使用料条例の一部改正)

第 1 条 市川市使用料条例(平成 1 1 年条例第 3 9 号)の一部を次のように改
正する。

別表第 1 5 アイ・リンクルーム 3 の項を削る。

(市川市使用料条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 市川市使用料条例等の一部を改正する条例(平成 2 6 年条例第 2 7 号)
の一部を次のように改正する。

附則別表第 7 アイ・リンクルーム 3 の項を削る。

附 則

この条例は、平成 2 8 年 6 月 1 日から施行する。

理 由

パスポートの発給に関する事務の窓口を開設するため、アイ・リンクセンターのアイ・リンクルーム3を廃止することに伴い、同ルームの使用料に関する規定を削る必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。